

令和4年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

令和5年9月13日（水曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（渡辺） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

昨日に引き続き暑くなっておりますので、上着の脱着については個人の判断にお任せいたします。

これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、審査番号5、6款商工費に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

小田委員。

1、委員（小田） 昨日、終盤で地域おこし協力隊の活動費に関係する明細を配付されました。そして、この明細書をご覧になって委員はじめ全ての方がここで思っていると思うのですが、この明細書を見て私は言葉として、昨日、木で鼻をくくるという言葉が出ましたが、驚愕という字を思い出しました。男女共学の共学ではなくて、びっくりしたということであります。なぜかという、いわゆるこのページに記されているものは全て公金でして、その支出としてはいかななものかなと思われる部分がたくさんありました。そして、これを見て、恐らく副町長あるいは町長は非常に困っているというか、指導の足りなさを私は感じているのではないかと思います。私自身も議会でこのような書類を見て、非常に複雑な思いをしています。

それで、それはともかくとして、ページ6枚ありますけれども、まず1枚目をめくっていただいて、ここはいいのですが、もう一枚めくっていただきまして、令和4年度の旅費支給額ということで各項目別に、ここには3人の方の旅費その他について書かれていますが、この中で、別に道内はよくて道外は駄目とかという、そういう基準ではなくて、ただ、やはり遠くに行かれた場合、もちろんその分の経費がいろいろかかりますので、それに見合った分と言ったらあれですけども、いかにそれを考えて、行かざるを得ないのか、行くことによって協力隊員の人としてどうしても必要な出張だということであればもちろん構わないけれども、そうであるかないかということについてちょっと聞きたいのですけれども、例えば最初の、名前を言うとあれですから、Iさんについては、徳島県に行かれていますね。5日間にわたって12万2,000円とあります。この中で自然体験活動指導者資格取得講座というのがあって、私、詳しく分からないのですけれども、これは隊員として活動する上で必要なものであればいいのですけれども、単純にキャリアのためにこの資格を取るといようなことではちょっとやや問題もあると思うのですけれども、その下の例えば地域おこし協力隊の全道研修とか交流会、これはやっぱりいわゆるそういう隊員が集まってやることですからもちろん行くべきだし、ここで計上されて構わないのももちろん思います。そういう意味では、あと真ん中の方についても沖縄県に行っていますけれども、13万7,000円幾ら使っていますけれども、これについても道外ということで、差別ではなくて、やはりそれなりの目的と、そして期待される成果、そういうものを加味した上で復命書なりを提出というのかな。それでやっていると思うのですけれども、この辺についていかに行かざるを得ないか、行くことで非常に隊員としての、そして広尾町

にとってもプラスになるということをここで一応説明してほしいと思います。

そして、あとこのページから離れてもう一枚めくっていただくと、ここでIさんの部分として、一応計画というのだから、それなりの各個人のいわゆる項目ごとの予定をした金額に対して実績というのはその隣に並んでいますけれども、ここでちょっとおびただしく何だろうというのが幾つかあって、5行目の最初4万円の予定だった活動に必要な消耗品ということで、これが12万2,480円に増えて、そしてその内容は事務用品とかインクというふうに書いてあるのですが、事細かくは教えてもらわなくて結構なのですけれども、いわゆる高額のもの、この中で主立ったものを幾つか教えてほしいと思います。

そして、あと8行目にアンケート回収・集計及びツアーアテンドに対する営業するタブレット、これも11万5,000円幾らを予定していたのだけれども、実績で15万2,000円で、これが5万7,800円を2台というふうに書いてあるのですが、どうして2台なのかということで、ほかの人の分も含まれているのかどうなのかということですね。

そして、あと最後の下から3つ目に環境整備費というのがあって、ここに10万9,895円、これはもともと計画していなかった金額で、これの内容は会議用資料の作成とオンライン会議と書いてあるのですが、出席するためだったのか、オンライン会議を自分でやっていくことなのか、その辺を教えてくださいと思います。

そして、前後するかと思うのですが、いわゆるこれは交付金なので役場に帰するという、正確には役場に帰るものではないかもしれないけれども、いろいろ買われて、その後も使えるものというのは、本人が持っていき持っていないの、そういうチョイスがあるのかどうかということも併せて聞きたいと思います。

そして、あともう一枚めくりますと2行目に、今度はTさんの分ですね。ツアー開催地に必要なアウトドアチェア5脚ということで4万8,000円幾らというものを6脚買っているのですが、これはそのツアー開催時にこれがやっぱり必要ということで買ったのですよねという確認です。

そして、このページに、下から2つ目に体験型観光PR費ということで、写真撮影ほかということで14万円と書いてありますけれども、これもこのぐらいどうしてかかるのかという、多分いろいろあると思うのですが、それも教えてください。

そして、最後のページですね。これについてはNさんの分で、食材などのサンプルとしての購入費がもともと8万円だったのが18万8,000円になった、この大きな項目が幾つかあると思うのですが、それを教えてくださいのと、それとあと真ん中辺に会議用プロジェクターというやつが3万3,000円幾らと書いてあって、これは計画どおりの実績とほとんど変わらない3万3,000円の金額が書かれていますけれども、こういうプロジェクターというのは、これもやっぱり新しいのがどんどんできるのでしょうけれども、町にあるプロジェクターを使い回してやることなんかはできなかったのかどうか、そしてこれを買うときに、例えば上のほうの決裁があればその確認などもされているのかなということですね。

そして、これも最後の2つ目で、町の食資源PRイベント経費ということで、もともとは予定していなかったのですが、これが14万6,943円で、その横に備考のところは真っ白くなっている

のですが、書き漏れというか、これもどのようなものがあったのか教えてほしいと思います。

そして、この辺の、交付金だからそれぞれの購入したりしたものについての例えば領収書だとか明細とか、そういうものはもともと添付されているのか、されていないのか、そういうことも一応教えてほしいと思います。

以上です。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） まず、旅費の関係でございます。

1人の協力隊が徳島県に出張した件でございます。徳島県の上勝町というところへ出張に行ったのですが、場所としまして徳島県のほぼ中央に位置する町でございます、全体として山岳地帯となっている町でございます、四国の中でも最も人口が少ないというところ。また、広尾町と比較しても、バスでしか通えないところ、公共交通機関としては弱いという広尾町と似たような環境にあるという町をピックアップしたというところなのですが、その方の前職の人材、人脈を活用してこの上勝町を選んだわけなのですけれども、上勝町自体、体験型プログラムといたしまして、NEALという資格を取れる、全国でいくと唯一の村ではないかなと思うのですが、体験型観光の企画力の取得だとかの部分を目指して、そこに行ったわけなのです。

上勝町自体は、棚田の景観を活用した体験型観光、ライトアップですとかオープンファームの先駆的な取組を実施している関係で、今回行った目的の部分では、棚田の電動キックボードという最新のツールを使った観光コンテンツの商品開発、その過程や視察研修、その導入、情報発信の仕方、基礎的ノウハウを視察したところです。

あわせて、広尾町において将来的に応用可能と判断したNEALリーダー養成講座なのですけれども、NEALというのはNature Experience Activity Leader、いわゆる全国体験活動指導者認定委員会というものが認めた講習会がありまして、これを取得すると、学校等で受け入れる過程で資格があるとそういった指導ができる資格なのです。将来的に広尾町に移住をして、こういった体験型プログラムを行っていく上でのリーダーを養成する講座を広尾町で開きたいというところもあったものですから、その目的でこの上勝町に出張したところでもあります。この資格自体は入門の資格で、一番最初に取り得る資格でありまして、今後いろいろな資格の最初の登竜門になるというところで上勝町に出張したところでもあります。

それから、沖縄県に出張した部分の関係なのですけれども、特産品開発に係る協力隊が沖縄県のほうに出張した関係なのですけれども、今年の3月30日、協力隊の発表会といいますか、報告会の中で、3月30日ですから、今年1年活動してきた中でいろいろと経産牛だとかジビエ、それから昆布だとか塩といったコンテンツを活用できないものかというところでいろいろ考えたところ、広尾町では経産牛とジビエのシャルキュトリーの加工の可能性を感じたものですから、日本全国の中でも国内唯一、沖縄県は豚肉の文化がありますので、豚肉を姿の状態から加工する食肉加工施設が沖縄県にしかないものですから、沖縄県に訪問して、特産品開発や加工技術の向上などの実技、それから講習を受けて、今後のヒント、可能性を直接自分の目で見て感じてきたところでもあります。

それぞれ行く前に、私も沖縄県ですとか徳島県といった道外に行く出張の前には、沖縄県に出張

するという報告が上がってきたときには、私自身びっくりしていたところでありまして、いろいろお話を聞いて、これであればいいだろうというところで副町長の決裁をいただきながら出張を認めたところであります。

それから、体験型観光に要する方の活動経費の中身でございます。活動に必要な消耗品の内訳でございますが、特に大きくなるものという部分でいきましては、研修会なり体験型観光をしたときに大きなホワイトボードを購入したりだとか、もちろん文具ですとか関係書籍、それからテプラテープを含めた消耗品、それぞれ購入していったらそれだけの金額、結構大きい金額ですけれども、インク代も今、高くなっておりますので、12万円ほどになってしまったというところですよ。

それから、iPad、タブレットの部分なのですけれども、年度当初のタブレットをなぜ2台購入したかというところに関しましては、フィールドに行きますとなかなか、プレゼンをするときに具体的な資料だとかを見せるときに、紙を持っていくよりもiPadを持って皆さんに説明するときには便利であるツール、1台持っていけばいいものですから、荷物も少なくなる関係で、年度当初から必要なものとしてiPadの購入を認めたところでもあります。

あと、環境整備の部分なのですけれども、オンライン会議に係る必要な経費という部分で、オンライン会議を開催するのにZoomのサーバーを借りるときにサーバー料というものがかかるものですから、そのオンライン会議の経費、それからそれを活用するに当たって資料作成にかかった必要な経費です。書籍代ですとか編集とかですね。あと、環境整備費なので、会議に伴う部分のラックですとか、そういったものを購入しております。

それから、もう一人の体験型観光に係る部分のアウトドアチェア4万8,150円の部分なのですけれども、フィールドに行ったときに、座って最後に説明を受けたりだとか、終わった後に休憩してもらおうというところ、若い人たちだけではないものですから、アウトドアチェアを購入してデスクに物を置いたりだとかという部分での活用を考えておりました。

それから、写真撮影の部分なのですけれども、プロの方にイベント用PRの写真撮影を依頼しまして、SNSを通じて活動内容だとかの部分の説明するのにかかった費用になっております。

最後に、特産品開発の方のサンプル代で18万8,000円の部分なのですけれども、当初8万円というところでサンプルですとか食材の購入費を考えていたところなのですけれども、思った以上にかかってしまっている部分で、一応こちらに購入する際には相談をして購入しているところなのですけれども、思った以上に材料費ですとかがかかってしまったというところでもあります。

また、会議用プロジェクターに関しましては、モバイル可能なプロジェクターで、役場にあるプロジェクターは電気がないと使えないものですから、バッテリーで動く小型のプロジェクターを購入しまして、フィールドに行ったときにスクリーンに出せるような小型のプロジェクターを予算のときから要求していたものを、若干値上がりしたのでしょね、100円ほど値上がりしたというところでもあります。

それから、食資源PRイベント経費の部分に関しましては、大きなパネルですとかイベントの際に必要な経費というところで、インクジェットの高いカラーで出る紙ですとか消耗品、そういった部分をこちらの経費として入れているところでもあります。

それから、高額なものに関しまして、備品に相当するものに関しましては、隊員の任期終了後、町のほうに移管するものとなっております。

また、こういった購入したものの領収書をもっているのかという部分に関しましては、当然公金でございますので、領収書を頂いて、その分の伝票を起こして支出しているところであります。

以上であります。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） 沖縄県の件なのですけれども、これは復命書というのは私、実際見たことないのですけれども、これのときに出ていると思うのですけれども、それとあと、行って終わって帰ってきて、その成果について、もう大分たっているのですけれども、報告書のようなものは協力隊からきちっと、大分前にもらっているようなことを言っていたけれども、この件については出張で行ったわけなのですけれども、それについてはどういような成果があつて、例えば見てきて、ああ、すごかったよという話では収まらないと思うのです。確かに百聞は一見にしかずで、見ることでまたいろんなヒントも出てくるでしょうけれども、やはりこれをこうこうすれば広尾町でも当てはまるとか、そういう一つのヒントから実際に行動できるような、そういうものがないと、ただ行ってきて、ああ、見たよでは困るわけで、そういういわゆる建設的な報告書なりを出してもらわないと、やはり経費のかかる道外出張ですからと思うのですけれども、その辺お願いします。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 沖縄県に出張した際には、広尾町の特産品ではないのですけれども、経産牛ですとかジビエだとか昆布、それから塩などを持ち込んで、そちらのお店の方に率直な感想をいただいていたところでもあります。このものが全て広尾町で生産されているというところは非常にすごいことなので、今後、シャルキュトリー、肉料理をする上では非常に相性がいいというお答えをいただいていたところでもあります。したがって、今後そういった特産品開発に向けたヒントが得られたのではないのかなというふうに思っております。また、シャルキュトリーを作るに当たって非常に困難であるというところの部分もお聞きしてきたようでもありますので、新しいものをつくるというところには困難性がありますので、少しずつ進んでいけるように、協力隊には諦めないで努力して新しい特産品を開発してほしいなりのお話をしていたところでもあります。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） さっきちょっと答えていないかと思うのですけれども、iPad、同じものを2つ買った理由。確かにどこかへ持って行って離れたところで使うというのは分かるけれども、2つは必要ないのではないかなと思うのですけれども、それについて答えてほしいのと、あと最後のページに入っている食資源のPRイベントのところ、実績だけ、金額だけすとんと載せてあって、あとは備考のところは何も書いていなかったのですけれども、これはきちっと、ただ書き忘れたということであつて、領収書とか明細とかというのはあるのですねという確認です。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明します。

i P a dの部分なのですけれども、1台は講師用といいますか、説明する方の分で、もう一台が参加される方用に見ていただくように、同じ画面で共有するようなことなどで説明がしやすくするように2台購入した。1台で回すというよりも、20人、30人来られたときには、やはり講師用でこういう資料がありますよという。私も最初、1台でいいではないかというところで予算要求のときにもお話を聞いたのですけれども、やはり講師用のi P a d、参加される方用のi P a dと分けて購入して説明しやすくしたいという説明を受けたところですので、私はそのように受け止めたところであります。

食資源のPR経費の備考欄のところなのですけれども、もともと資料提供を求められる段階では、すみません。私の手持ち資料だったものですから、その部分は記載しないで資料を作っていて昨日お渡ししたことになっているものですから、中身について求められれば、パネル代ですとかPR経費の消耗品ですとかというところが備考欄に記載されるのではないかなと私は思います。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） 長くなるのでそろそろ終わりに向かいますが、副町長、別に名指しではないのですけれども、この協力隊のことにに関して、いろんなところで資格を取ったりして、それはそれでいい部分もあると思うのですけれども、この広尾町は協力隊員の養成所ではないと思うのです。基本的に一定程度の知識、やる気、そういうものを持ってここにやってきて、そして広尾町のためにいろんな観光だとか食材とかの開発をして頑張ってもらおうということであって、実際に具体的に私も行ってどのような内容の資格だとか、その辺はちょっと分かりませんが、町として実際にその内容について、パンフレットなりいろんなネットで調べたりして出てくると思うのですけれども、そういうものをしっかり持ってやってもらわないと、例えば移住してきたときから必要なものとかいうのがありますね。でも、それはちょっと話がおかしいのではないかなと思うのです。移住というか、協力隊員として仕事をして、そして最終的には広尾町にしばらくいることになってということ、もちろん私たちもそういうことを希望したいと思うのですけれども、でも実際にそういうことを別に契約なんかはできるはずもないですから、そういうところに後々必要だからということとやっていくと、その分の経費とかいろんな分について、ただ町としては、損をしたという言い方ではないのですけれども、やはりちょっと問題が出てくると思うのです。

この隊員の方の何枚かにわたる活動経費、副町長も見られて、そしてそれぞれの項目について、検査というか、時間がある限り調べて、本当にいいのかとかいうのを確認していると思うのですけれども、今後やはりルールというか、そういうものをきちっとしていかないと、ここでちょっと、厳しいことと言ったらあれですけれども、今ここにおられる事務方の方は、いろんな方法によって積算の根拠だとかのことについて、もちろんプロの方がほとんどですからやっていると思うのですけれども、協力隊の方は、いろんな発想だとか、自由ないろんなヒントを持っていて、そしてやる気もあってということと来ているわけだけでも、実際にこのお金のというか、公費の支出に関してはかなり荒っぽいところとかあるというふうには私は見えるのですけれども、この辺については理事者側としては、やはりもう少し検討というか、先ほど言ったルールをきちっとしないと大変、よ

くない前例をどんどんつくっていく可能性が出てくると思うのですね。

ですから、その辺やはり一つの指針みたいなものを、別に私、こうやっつてがんじがらめに縛るというわけではないですよ。やはり事務方としてきちっとその辺をやってもらわないと、もちろん協力隊が悪いのではないのですよ。確認したり、いろんなことをヘルプする中で町と協力隊の間できちっとしたコミュニケーションを持って、そして納得のいくデシジョンをそれぞれみんな持って、そして前に進んでもらうということがやっぱり必要なので、その辺のことから含めてお答えいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 田中副町長。

1、副町長（田中） 地域おこし協力隊の関係で、昨日から中身の関係につきましてもご指摘をいただいているところでございます。水産商工観光課で所管している地域おこし協力隊の関係につきましては、第6次のまちづくり推進総合計画の中でもプロジェクト事業として進めている体験型観光、「賑わいと健康」創出プロジェクトあるいは「広尾の食資源」開発、伝承プロジェクト、こういったものと連動した中での地域おこし協力隊の活動であるというところで、まずはご理解をいただいているところであります。そういう中で、3名の協力隊の活動の中で、今、小田委員からお話があったように、それぞれの協力隊が事業の遂行といいますか、そういったことで広尾町の地域おこしのために活動をしていく上で、出張なりそういった備品、それから活動費含めて請求をしてきているわけですし、最終的な決裁については課長からの報告によって事務方の私の責任で判を押して支出をしているというところでありまして、その都度、例えば道外の出張あるいは沖縄県も含めてどういったことでここに行って、どういう活動をして、どういう出張内容なのかということについては事前に聞き取りをして、私の最終的な決裁で出張を命じているというところでございます。

今、小田委員からお話ありました、少々荒っぽいところもあるのではないかとのご指摘でありますけれども、そういったことも含めて今後きちっと、町民の皆さんに誤解を与えないように、議員の皆さんに誤解を与えないようにしていかなければならないと思っております。というのは、やはり地域おこし協力隊、それぞれ公募をしてそれぞれの広尾町の思いと、それから地域おこし協力隊の皆さんの思いとが一致をして来ていただいて、広尾町のまちおこしをしたいという意識の下に来ていただいている協力隊でありますから、そういったことも十分に踏まえた上で、ただ、今お話にありました何でもいいということではなくて、やはり一定のルールづくりというのは必要だというふうに思いますので、今回の部分の教訓も踏まえて、町民の皆さんに誤解を与えないような、そういったルールづくりもしながら今後ますますやはり協力隊の皆さんに頑張ってもらって、広尾町活性化のために一翼を担っていただきたい、そういう思いでありますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

1、委員長（渡辺） ほかにございませんか。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の146ページ、事業番号が4番の広域観光の推進のうち、広域連携映画脚本制作事業、それからその下の映画「北の流氷」（仮）製作委員会負担金がありますけれども、この広域連携映画の製作については平成29年からスタートしたしまして、今年度で足かけ7年目とい

う形になりますけれども、昨年の決算委員会でもお聞きしたのですけれども、当初の説明では昨年の夏にはクランクインするという説明でずっと来ましたが、昨年確認しましたら令和5年、今年の夏にクランクインするという説明でありました。ただ、さきの報道ではさらに延期するとの報道もあったところなのですけれども、今、確定している部分でのクランクインの時期、あるいは完成の時期はいつなのか、これについてご説明いただきたいと思います。足かけ7年で現時点なのですけれども、年数をかけると経費もそれだけ増大するわけですから、製作委員会と連絡調整を密にして、そういった情報提供をきちっと図っていただくようにと思いますけれども、その点についてもお聞きをしたいと思います。

それと、1つは確認しなかったのですが、この説明資料の中に事業主体が「映画「北の流氷」(仮称)制作準備委員会」というふうに記載しておりまして、下段のほうには「映画「北の流氷」(仮)製作委員会」とあります。これ実は昨年の決算書もこういう形なのですけれども、制作準備委員会と製作委員会、これ全く別な組織なのか、この辺についてちょっと分かりにくいのですけれども、説明をしていただきたいと思います。

1、委員長(渡辺) 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長(室谷) 映画の関係でございます。

クランクインの時期、昨年からまた延びているという状況を説明しておりませんでした。今年の6月であります、4町長と田中監督を含めてクランクインの日程などを含めて記者会見を開いたところでもあります。そのとき明らかになった情報としましては、2025年の公開を目指すというところのお話でした。また、製作費自体が目標金額に達していないというところもあって、2025年の公開を目指すというところのお話でございます。うまくいけば来年の7月以降にクランクインをしたいというところでお話をしていたところでもあります。なかなか説明する機会はないのですけれども、広報を通じて「北の流氷」の情報等を流していければいいかなと思っておりますので、また、議会等々でもご質問いただければご説明していきたいと思っております。

それから、146ページの部分の「北の流氷」制作準備委員会と製作委員会の違いでありますけれども、現段階ではまだ準備委員会しか立ち上がっておりません。立ち上がっていないのですけれども、準備をするお金の負担金というところで25万円を支出しております。昨年は330万円の出資金と200万円の協賛金、負担金、ふるさと納税をいただいた部分で支出したのですけれども、その分とこの2,500万円の部分合わせて準備委員会には入っているのですけれども、製作委員会が立ち上がった段階で、その分の資金については製作委員会に引き継がれるものとして、区別して準備委員会の中では処理しております。

以上です。

1、委員長(渡辺) 前崎委員。

1、委員(前崎) 今の説明では、うまくいけば来年7月以降というクランクインの時期なのですけれども、新型コロナの感染拡大の影響もあって多少の遅れについては私どもも認識しておりますけれども、今の説明だと予定からもう2年も遅れということですから、この点についてももう少し、なぜそこまで遅れているのかについて、もし分かれば詳しくご説明していただきたいのと、制作準備

備委員会と製作委員会の部分で、今の説明ではまだ製作委員会が立ち上がっていないという認識なのか、よくこの準備委員会と製作委員会、どちらも仮称になっておりますけれども、ちょっとその辺の部分が分かりにくいのですけれども、その点について、先ほどの説明では製作委員会が立ち上がったという仮定の話をしていましたけれども、それについてもいつ頃立ち上げる予定でいるのか、それについてもご説明をいただきたいと思っております。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明いたします。

遅れている理由といたしましては、やはりコロナで遅れているという部分が大きいのかなと思っております。資金集めの活動が十分にできていないというところが大きな理由でして、やはり目標金額まで達するまで、なかなか人とも会えなかったりですとか、企業訪問できなかったというところが非常に大きなウエートを占めているのかなと私は思っております。

また、製作委員会は立ち上がっておりません。製作委員会は、もし立ち上がったならば、その製作委員会のほうに先ほど言いました金額が引き継がれるというところで、準備委員会の中で区別して資金は管理しております。また、準備委員会の構成メンバー的には、4町と日高信金、この5者で準備委員会を立ち上げて、資金集めと活動を行っているところであります。製作委員会が立ち上がりますと、ほかの出資者という方々が増えて、4町と日高信金なのですけれども、それ以外の方々も増えて製作委員会が立ち上がっていくことになっております。正直、目標金額がある程度のめどが立つまで、その時期がちょっと分からないものですから、見通しは立っておりません。ですが、一定程度の目標額に達した段階で製作委員会の立ち上げを検討しているところであります。

以上です。

1、委員長（渡辺） ほかに。

松田委員。

1、委員（松田） 私のほうから3項目についての質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目、説明資料の142ページ、5番の地域おこし協力隊事業の部分です。広尾版ハローワーク「広尾しごと」の情報誌及びウェブサイト作成・運営というところがあります。議会の場で恐らく触れたことがあると思うのですけれども、この取組、物すごく町民の方から評判がよくて、実績もあって、ぜひ継続してほしいという声を多数聞いているところでありますが、残念ながらこのプロジェクトを担当されていた協力隊の方が退任されたということで、その後、できる限り引継ぎをした形で取り組んでいきたいという答弁をいただいたこともあると思うのですけれども、その後、この事業が継続する見込みがあるのかどうかという部分と、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目、148ページ、サンタランドツリー点灯式の部分になります。事業費171万円ということになっていまして、そのうちの55万円が動画配信サービスの経費として使われているということになっていると思うのですけれども、前回の予算委員会的时候でもちょっと触れましたけれども、そのときのお話では、動画配信を始めたきっかけとしては、コロナの感染拡大に伴って、リアルタイムで現地に来てお客さんに見てもらえないことから動画配信サービスを始めた。始めるに当たっては、いろいろな技術的要件またはできる限りいろんな人に見てもらいたいという思いから外部委託

をされたというお話だったのですが、今後、コロナ明け、明確に見えてきた現在において、今年、もう予算は既に計上されていると思うのですけれども、動画配信、外部委託してこれからも55万円という大金を払って配信していくことの妥当性、どういうふうを考えておられるか、お聞きしたいと思います。

3点目になります。先ほど小田委員のほうともいろいろやり取りがあった、昨日終わりがけにもらった協力隊のいろいろな資料、金額を書き込んだ部分なのですけれども、先ほどのやり取りの中でやはりまだじっくりこない部分があるので、私からも少し質問させていただきたいと思います。まず、なぜ議員側からこんなに質問が出るかという部分を考えますと、やはり何か分からないグレーゾーンがあるような気がするのです。それは不正だとか何かずるをしているという話ではなくて、もう少し突っ込んだ説明が欲しいところだとは思っています。その意味で、先ほどの答弁の中で気になった部分をお聞きしたいと思います。

もらった資料の4枚目、個別隊員の活動費の中で環境整備費の部分です。先ほどどのようなことに使われたかという小田委員からの質問に対しての説明では、係る書籍、参考書籍を買ったりとか編集に係る経費を上げたということだったのですけれども、物すごく重箱の隅をつつくような話になってしまうかもしれないのですけれども、書籍といたら一番最初に26冊、5万1,752円と計上されているのではないですか。それ以外にまた特別書籍が必要になって、金額、明細が記されていないので分からないのですけれども、何冊か買ったということなのかという部分ですね。

あと、編集に関わる経費という部分では、僕の考えでは隊員の活動の中で隊員の方が編集をされたという部分では恐らく経費はかかってこないのだと思うのですけれども、経費を編集に関して上げたということは、外部委託されたということなのだろうなというふうに認識しました。先ほどの短い説明の中ではそういうふうにしたのですけれども、例えばその外部委託した編集先ですね。外部委託、どこに委託して編集という作業をされて金額が発生したのかという部分をもうちょっと聞きたいなと思っています。

一番最後のページになります。そうですね。これについても私が特に疑問に思って突っ込むというよりは、どうなっているかぜひ聞いてほしいという町民からのお声がお声か私のほうに入りましたので、それも踏まえてここでちょっと質問させていただきたいと思います。この項目でいくと、外部アドバイザー招聘経費という部分になると思います。招聘2回、その他宿泊費等というふうに備考欄に書いていますが、私が町民の方に聞いたお話では、帯広市のあるホテルでジビエの試食会のようなものが開催されて、それに関わる講師または食材経費だという認識でいます。その招聘された外部講師、本当に外部講師で、道内ではなくお二人とも兵庫県もしくは宮城県とお聞きしていますが、東北地方の方のハンター、あと兵庫県のシェフを招聘して行われたということをお聞きしています。その際に出された、広尾産として出されたかどうかという確認は取っていないのですけれども、ジビエで提供されたお肉、どこの産地のお肉が使われたのか物すごく気になるという方がいらっしゃるのです。ここで聞きしたいと思います。というのは、広尾産の食材を提供して広尾町をアピールする機会だと思うので、広尾産の食材を使わないと意味がないのではないかというお話から、こういう質問になっていると思います。

まずは、そこまでの質問にお答えいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明いたします。

説明資料の142ページの協力隊に関するところでございます。令和4年度をもって前の隊員は退任してしまいましたが、今年度においても協力隊員の募集については随時行っておりますが、これまで募集に応募してきた方はいらっしゃいません。「広尾しごと」といった事業に関しましては非常にいいことだということで評判も得ておまして、紙媒体での発行というところの部分については、前任の協力隊ともお話をし、毎月出すのが難しいというところも前隊員からも聞いておまして、ウェブであれば随時更新も可能なものですから、現在は水産商工観光課の職員で随時ウェブにて情報の更新を行っているところであります。

また、148ページの点灯式の関係、動画配信の部分でございますけれども、業務執行に当たっては動画の配信、また、編集、それから点灯式の司会も担っていただいております。業務の内容におきまして妥当であると判断しておまして、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、協力隊の関係であります。書籍代がかかっていたとかといった部分なのでございますけれども、書籍代が別の項目にあるのにこちらにはないというお話だったかと思うのですが、こちらの部分に関しましては、オンライン書籍を購入してやっている関係でこちらの項目のほうに足されているところでありまして、サーバー利用料というのがかかるのです。また、そのサーバーを利用しているいろいろな書類の編集ですとかというのも行っている関係で、外部に委託しているというよりは、サーバーレンタル料がかかっているというイメージでこちら捉えております。

また、第2回「広尾の食資源」開発、伝承プロジェクト会議に関しましては、内容としまして、特産品開発に関するアンケートの集計結果が発表、報告されたりですとか、これまでの取組が報告されております。それから、特産品開発の原案が発表されまして、広尾町の昆布と、それからジビエを使ったコンビーフといった原案が報告されております。広尾町の食材を使用した実習研修の中で町外の方に2名来ていただきまして、1人は兵庫県のほうからシャルキュティエ、肉食加工品職人の方と、宮城県の食猟師という方が見えられてディスカッションを行ったところでありまして、それから、試食会のときに使用した肉に関しましては、広尾町産の肉を使用して、宮城県の肉と食べ比べを行ったと聞いております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） まず、142ページの広尾版ハローワークのお話、今の答弁をいただきまして、ウ

ウェブ版では随時更新をしながらやっつけというお話、また、紙媒体に関しては物すごく手間がかかるということで、これは職員で賄えないので、ぜひ新しい協力隊の方が着任して引き継いでもらえればというお話だったと思います。単純に考えて分からないです。僕、素人なので分からないのですけれども、ああいう、以前発行されていた紙媒体のテンプレートを使って恐らく随時その中の企業を入れ替えて更新されていることと思うのですけれども、それができているのであれば、それをそのまま紙媒体に落とすだけで紙媒体の発行はできるのではないのかと単純に思ってしまうのですが、その辺のことについてのお話を伺いたいです。なぜそこまで突っ込むのかというと、やはり根強く紙媒体で見られるのがとてもいいねというお話が多数寄せられていたので、改めて可能性について聞きたいと思います。

148ページのツリー点灯式に関わる動画配信サービス、55万円かかっているというお話で、その中には撮影だけではなくて当日の司会であったりだとか、もろもろの、プロの目線から見たクオリティーの高いイベントを提供するために必要だというお話がありました。もちろんお金がかけられる現状であれば55万円でも100万円でも200万円でもかけて、すばらしいものを作ったらいいと思うのですよ。それなりに効果は出てくると思いますので。しかし、今、現状の認識というか、一般質問のところでもいろいろなお話がされた中で、どうしても行き着くところは財源の確保、財政が厳しいという問題になってくると思うのですが、その中で55万円の経費をかけてこれから続けていかれるということについての妥当性、妥当性があるというお考えだったのですけれども、僕が前回の予算委員会するときにもお話したとおり、その部分は、当初はクオリティーは下がるかもしれないけれども、職員の知恵や町民の方の力を得て、もう少し経費を圧縮したりだとか、また新しいものをつくっていけるのではないかというお話もさせてもらったと思うのですが、そういう経費の圧縮ということについてのお考えをお聞きしたいと思います。

3つ目の部分になります。関係書籍に関しては電子書籍であるので項目の違うところに経費を入れたというお話と、あと、プレゼン資料の編集だとか動画編集だとかという部分では、外部委託ではなくて、その部分はサーバーのレンタル料が主に占めているというお話だったので、どこのサーバーを使って、幾らそのサーバー代に払っているかということをお聞きしたいなと思います。

最後のジビエの試食会、帯広市で開かれた部分になると思うのですけれども、使われたお肉は広尾産と、あと宮城県産のものを同時提供して食べ比べをしていただいて、広尾産のお肉のおいしさを確かめてもらいたいというイベントだったというお話でした。私のもとにどうしても聞いてほしいという方の話では、その広尾産のお肉、どこから仕入れて、どこで調達したお肉なのかということをやっぱり知りたいということなので、そこら辺ははっきりさせていただきたいのと……まずはそこまでお願いいたします。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 142ページの協力隊の関係でございます。

紙での発行の関係でありますけれども、前任の協力隊ともお話しして、協力隊からヒアリングでは月1回出すのは結構しんどいという話も聞いておりました。ただ、我々としまして2か月に1

回ですとか3か月に1回の発行でもやってほしいという希望を伝えたのですけれども、何とか月1回、最後の1回は出せずに終わってしまったのですけれども、月1回何とかやり遂げていただいたところなのですが、それぐらい非常に厳しかったというところの印象は私、受けておまして、それが実質1人減になったところで、その業務をどうするのかといったところも前任の協力隊ともお話をしていたところでもあります。紙媒体で出す部分で、各企業に訪問して訪問の報告というところも「広尾しごと」の中には入っておりました。なかなかそういったことは職員では難しいというところもあるのですけれども、できれば紙での発行で出すのは望ましいとは私、思いますけれども、現状ちょっと厳しい状況にあるということをご理解いただければと思います。

また、動画配信の部分に関しましては、経費の圧縮ですとか財源の確保も検討しまして、55万円をどういった形で捻出していくのかということに関しましては、財源の確保等を含めて検討してまいりたいと思います。

それから、サーバーの利用の部分のサーバー利用料に関しましては、アドビシステムズでございます。

それから、先ほど申しました食資源のプロジェクトの関係でございます。先ほど私申し上げた食資源プロジェクトの会議というのは、広尾町で開かれた部分のお話でございます。その部分に関しましては、町内のハンターより調達をしまして行ったところでもあります。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） 「広尾しごと」を続けるに当たって、紙媒体は現在のところ様々な要因で厳しいという話、納得いたしました。

サンタランドツリー点灯式に係る動画配信サービスも、ちょっと私が言った質問に対して真っ正面から答えていただいているような感じはしなかったのですけれども、だからといってターンを繰り返して時間を取るのもあれなので、55万円という金額が現在の我々の町が出す経費としては妥当だというお考えだというふうに取りましたので、それはそれで妥当だとおっしゃるのだったら大丈夫だと思います。

最後の項目です。最後にお話しされていた部分、何かちょっと本当によく分からないので再度同じことを繰り返すかもしれないのですけれども、まずサーバーの部分はアドビシステムズさんというところから調達されているということで、それは今、私、ネット環境も何もないところで、そのサーバーが幾らかかってどうと調べようがないので、それはそれでお聞きしておきたいと思いません。

ジビエのお肉の部分ですけれども、帯広市で行われた試食会に提供したのではなくて、広尾町で行われた試食会に提供したという今お話だったように聞こえましたけれども、それはそういう認識で合っているでしょうか。お願いします。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） その認識で間違いないと思います。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） ということは、帯広市で行われた試食会に提供されたお肉というのは、どういったものになるのでしょうか。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

帯広市で開催されたという部分に関しましては、町の協力隊の用務としてはこちらとしては把握していることではございませんので、申し訳ありませんが分かりません。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） 把握していないという話なので、これ以上細部にわたってお話をお聞きするのは、では無理だということなのですかね。

要は、まず1点目、細部をよく知らないようなイベントが開催されているということについて、町としてはそれはそれでいいのでしょうか。どんなお肉が提供されているか分からなくて、なおかつどんな内容かというの把握していないような事業が広尾町の名の下に行われているということという認識でいいのですかね。もう一度お願いします。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 広尾町の名の下に開催されたイベントとしては認識しておりません。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） ということは、主催はどういうことになるのでしょうか。そして、その主催、広尾町が全くあずかり知らぬところで行われたものに対する経費として、外部アドバイザー招聘経費とか、ここに羅列されていると思うのですが、違うのであれば僕の勉強不足だと思うので、はしょらずにしっかり教えてもらいたいと思います。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 先ほど説明いたしました経費に関しましては広尾町で開催された部分の経費になっておりますので、帯広市で開催されたという部分に関しましては町は関与しておりませんので、どういったことで開催されたというのは把握しておりません。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） ということは、広尾町で開催されたやつに、この2名の兵庫県からのシェフと宮城県からのハンターの方を招聘した、その事業の経費としてこれを上げられたという認識で大丈夫でしょうか。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） その説明をいたしました。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） 私が質問の最初に帯広市のホテルで1月15日に開催されたイベントについて、

新聞記事にも載っていたと思うのですけれども、それは一切広尾町は関わっていないと。なので中身が全く分からないという認識だと思うのですけれども、それは、では例えば一番最後のページに載っている隊員の方が個人的に何かイベントを開催しようと思ってホテルを借り、どこかから外部講師を派遣し、何らかのお肉を提供し、やったということなのですか。帯広市のやつはもう一切何も分からないという認識で本当に大丈夫なのでしょうか。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私が説明した部分に関しましては、食資源PRイベント経費の中身を説明したところであります。今、委員がおっしゃった部分に関しましては把握しておりませんので、説明することはできません。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） このターンを繰り返しても同じ答弁が帰ってくるような気がするので、もう仕方ないと思うのですけれども、1月15日に帯広市の某ホテルで行われたイベントは、一切広尾町は関係していないということで。

（「委員長、休憩したほうがいい」の声あり）

（「委員長、すみません。休憩をお願いします」の声あり）

1、委員長（渡辺） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

再開します。

松田委員。

1、委員（松田） 大変失礼しました。同じような答弁と、あと質問を繰り返して無駄な時間を使わせてもらったことをおわびいたしたいと思います。

要は、一番聞きたいのは講師がどうのこうのという話ではなくて、広尾産のお肉がそのイベントに使われていたかどうかということをお聞きしたかったのが核心であります。ですが、帯広市のホテルのイベントに関しては広尾町が一切関係していないと。なので、内容、どういう提供をしたのか全く分からないと。筋が通っている話だと思いますので。しかし、どこが主催してどういう形で行われたイベントか、答える必要はないのかもしれないですけれども、町民の方が知りたがっているという話なので、主催だとか、その辺分かる範囲で。これ、帯広市のホテルで行われたというふうに僕、お聞きしていますけれども、それがそもそもやられていないということなのですかね。僕もよく分からないのですけれども。

そういうもろもろがあって、私も含め同僚委員複数の方が疑問に思っている一番の点は、そもそもいろんな経費を上げられていて、その経費を使っているような消耗品、備品、さっき話したiPad等を購入していると。その隊員の任期が終わった後のどうするかという取扱いについて、何かグ

レーズンだと思うのです。さっきの話では基本的に広尾町の備品として担保されるというお話だったのですが、やはりある程度そういった意見も含めて明確化するとか、されているのかも分からないのですけれども、明確化したものを提示してほしいと思います。協力隊員の活動費の使い方としては、基本的に公共の利益になるものにしか使えないという定義があります。活動終了後には自分の所有物になるものには使えないという基本的定義が最初の部分であります。しかし、そこは自治体の裁量権を最も重視しているので、自治体が隊員に、隊員活動終了後、これはお渡ししてもいいという判断であれば、それは全然渡すことも可能ですし、または返してもらうことも自治体の裁量権の中でできるということがウェブサイト等でも書いてありますが、他の市町村はそこをどうクリアしているかという、明確に例えば1万円、2万円、おおむね1万円から2万円の間に設定されている自治体が多いですが、その範囲を超えるものの備品については返してもらうよと。1万円、2万円、設定した金額に満たないものについては活動終了後、使っていていいですよというガイドラインをしっかりと立てた上で活動されているというのが当たり前の話なのですけれども、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

1、委員長（渡辺） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほども小田委員からご質問もありましたし、今、松田委員のほうから地域おこし協力隊の細部にわたっての質疑があったところであります。

今、広尾町、7名の協力隊員に頑張ってもらっているところであります。それぞれ私ども募集するときに、第6次のまちづくり推進総合計画にある重点プロジェクトの推進に当たって各項目別に募集をしたところであります。そのことは先ほど副町長が説明したとおりでありまして、非常に7名、地域の、広尾町の課題解決のために住所を広尾町に移して、当たり前ですけれども、移してそれぞれ頑張ってもらっているところであります。特に食資源の開発、それからサンタランドの魅力向上、それから体験型観光をどう進めていくのか、これはもうどこの町村も同じ課題でありまして、どうも今まで前に進むことができなかった、地域おこし協力隊の方が意欲を持って、これに取り組んでいただいているところであります。

しかし、昨日からいろんな質疑がある中で、やはり行政の責任もあるのだというふうに思っております。地域おこし協力隊の皆さんが生き生きと課題解決のために意欲を持って取り組む、その裏づけ、フォローは、やっぱり行政がしっかりしなければならないかなというふうに思っています。

1つはやっぱり説明不足もあるのだというふうに思っておりますし、明確なルールづくりがなかったことも1つだというふうに思っています。地域おこし協力隊7名が3年間の活動を終えて広尾町に移住する、これがやっぱり最大の目的、効果でありますから、そしてその課題解決に向けて広尾町で起業していただいて、そして地域活性化に結びつける、これがやはり地域おこし協力隊を受け入れたときの我々の大きな目的でありますから、そこに向かってしっかり地域おこし協力隊の皆さんが頑張ってもらえるように、ぜひ応援もしていただきたいというふうに思っております。その責任は行政にあるわけでありまして、いろんな質問、疑問の点は払拭するように行政はしっかりフォローしていきたいなというふうに思っています。

それから、なかなか地域おこし協力隊の活動が目に見えないということもお聞きしております。

ポイント、ポイントではいろんな活動の報告はするのですけれども、やはり報告会など回を重ねることによって、今、特に、例えば、長くなって恐縮ですけれども、サンタランド・ウッド、ランタンですか。あれはもう目に見えて、もう地域の住民を巻き込んで活発に活動しておりますし、やっぱり農業の実習については、農業者に行って活動している。目に見えるところはいいのですけれども、食品開発だとか体験型観光というのは、なかなか見えづらい部分があります。3年間頑張っていて、3年後には商品開発を、しっかり成果を上げていただきたい、そして広尾町の産物にしていなければならないというふうに思っております。

一つの例で、これは5年度の事業ですけれども、札幌のテレビ塔のところで物販をいたしました。高校生が提案したこと、それを地域おこし協力隊と一緒に開発した「サンタのつぶやき」、これは新聞にも出たところであります。タコ焼きのタコの代わりにツブを入れて「サンタのつぶやき」、非常にネーミングもいいなというふうに思っていて、そういった活動もどんどん町の人にPRをして理解していただいて、地域おこし協力隊の皆さんがこういった活動をやっているのだよ、そして地域を盛り上げているのだよというところのPR不足も、これも行政の責任だというふうに思っています。しっかり行政もフォローしながら、地域おこし協力隊の皆さんに任期が終わったら全員が広尾町に移住していただくような、そんな行政のやっぱり協力、フォロー体制をしっかり整えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆様方にも応援をしていただくようよろしくお願い申し上げます。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） ありがとうございます。私、こういう場で細かいところをどんどん突っ込んでお話ししていたら、やはり第三者から聞くと物すごく活動に反対しているようにもしかしたら取られるかもしれないですけれども、私個人的には物すごく応援しています。隊員の活動、隊員の方たちとも個人的なお付き合いを何人かともして、私、微力ながらお手伝いしていることもあります。

町長が今おっしゃられたように、今、町民の方で一番問題になっているのは、先ほどお肉一つとっても、お肉は広尾産のやつが使われているの、どうなのという、単純な部分なのです。いろいろ使われる備品、これ、広尾町の職員でさえ使ったこともない、申請しても下りないような高額な機器、機材、ばんばん出して、その後どうなるのみたいなことを皆さんやっぱり聞いてこられるのです。でも、内容は、今この答弁の中ではっきりしたように、別におかしな使い道はしていないし、しっかりと先見の明を持って活動しておられる正当な費用であるということは重々分かったのですね。分かったと思うのですよ。

だから、先ほど町長からおっしゃられたように、もう少し丁寧な説明、あと引かかるような部分ですね。やはり広尾産のものを本当に使われているのか、経費、備品、どういうふうになるのかというガイドラインとか、その辺を明確にしてこれから進めていただければ、せっかく広尾町のために頑張っていて活動しておられる隊員方が要らぬ疑いをかけられたり、陰で何か言われることによって地域のためにやっているのに地域の方に認められないような状況も発生してくると思いますので、ぜひともその辺をクリアしていただいて、大変だと思うのですけれども、やっていただきたいと思いますが、最後にその辺の総評についてお伺いしたいと思います。

1、委員長（渡辺） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 松田委員に総括をしていただいたような感じでありますけれども、地域おこし協力隊が広尾町の課題解決に向けて頑張れるよう、そしてそのことが広尾町のまちの活性化につながるように、そして地域おこし協力隊の皆さん方がそれぞれ広尾町で起業していただいてまちの活性化に貢献していただければというふうに思っているところであります。

1、委員長（渡辺） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号6、7款土木費を審査します。決算書は178ページから195ページ、主要施策等説明資料は158ページから170ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 決算書180ページ、181ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費、3節職員手当等において51万1,147円の不用額が生じております。これは主に時間外勤務手当で、46万2,540円の不用額となっております。

次に、182ページ、183ページをお願いします。

7款1項3目街路灯費、10節需用費の不用額128万682円の不用額が生じております。これは主に光熱水費で、119万6,988円の不用額となっております。

次に、7款2項1目道路橋りょう維持費、1節報酬の不用額161万5,623円と3節職員手当等の不用額80万7,298円、10節需用費の不用額210万9,462円、12節委託料の不用額1,159万6,350円、13節使用料及び賃借料の不用額548万7,720円の不用額の主な内容につきましては、降雪が見込みよりも少なかったため出勤時間が減少しまして、全体の支出額が予算額を下回り、不用額が発生したものです。

次に、184ページ、185ページをお願いします。

185ページの備考欄、上から12行目、予備費の充用です。7款2項1目道路橋りょう維持費、14節工事請負費に150万円の予備費を充用したものです。10月の豪雨により第一曙橋の護岸が洗掘され、早急に対策工事が必要になったため、予備費を充用したものです。

次に、主要な施策等説明資料の158ページをお願いします。

7款1項3目街路灯費の事業番号1、街路灯の管理及び整備の（2）、街路灯新設事業です。街路灯新設工事は、電柱に取り付けるLED防犯灯を3基新設したものです。

次に、160ページをお願いします。

7款2項1目道路橋りょう維持費の事業番号1、道路維持事業の（5）、道路工事調査設計委託につきましては、道路整備計画に基づき、道路改良工事とのり面復旧工事に係る調査設計委託業務を実施したものです。

次に、同じページの（6）、用地確定測量委託につきましては、並木通東2丁目の道路の用地確定測量を実施したものです。

次に、(7)、維持補修工事につきましては、町道区画線設置工事ほか町道の維持補修工事を実施し、円滑な交通を確保したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、161ページをお願いします。

(8)、道路舗装工事につきましては、並木通東2丁目第2号幹線道路改良舗装工事ほか2件の道路改良舗装工事を実施し、円滑な交通を確保したものです。事業費につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、7款2項2目道路新設改良費、事業番号1、道路メンテナンス補助事業、(1)、橋りょう長寿命化点検業務につきましては、5年に一度の93橋の法定点検を実施したものです。

次に、(2)、トンネル・シェッド点検委託につきましては、2か所のトンネルと7か所の覆道の法定点検を実施したものです。

次に、(3)、トンネル・シェッド長寿命化計画策定委託につきましては、法定点検の結果により損傷状況を把握し、修繕コストの縮減を図るため長寿命化計画を策定したものです。業務概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、166ページをお願いします。

7款4項1目都市計画総務費の事業番号1、都市計画マスタープラン策定事業の(1)、都市計画マスタープラン策定事業につきましては、令和4年度に計画が満了することから、マスタープランの更新を実施したものです。

次に、167ページをお願いします。

7款4項2目都市計画施設費の事業番号1、都市公園改修事業の(1)、都市公園改修事業につきましては、公園の木製遊具の塗装工事とトイレの蛍光灯の取替え工事を実施したものです。工事概要、事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、169ページをお願いします。

7款5項1目住宅管理費の事業番号4、広尾町公営住宅等長寿命化計画策定事業につきましては、効率的、効果的な公営住宅等の管理運営に向けて令和5年から令和14年までの長寿命化計画を作成したものです。

次に、7款5項1目住宅管理費の事業番号5、錦町団地公営住宅アスベスト調査事業につきましては、公営住宅解体に伴い、アスベストの有無について調査したものです。業務内容及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、170ページをお願いします。

7款5項1目住宅管理費の事業番号6、公営住宅等改修事業、(1)、公営住宅の改修につきましては、新北権団地公営住宅屋根外壁等改修工事から公営住宅灯具LED化工事まで、公営住宅の良好な環境維持に努めるため改修工事を実施したものです。

次に、(2)、栄町団地公営住宅電気温水器取替工事は、15戸の取替え工事を実施したものです。

次に、(3)、公営住宅解体工事につきましては、錦町団地2棟の解体工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

説明は以上でございます。

1、委員長（渡辺） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） それでは、決算書188ページから189ページをお願いいたします。

2目港湾管理費、10節需用費の不用額58万2,567円ですが、需用費の4行目、光熱水費で54万7,363円の不用額となったものでございます。こちらは港湾内街路灯と国際埠頭施設保安対策用作業灯の電気料で、電気料金の値上げにより増額補正を行ったものですが、見込みより少なかったことにより不用額となったものでございます。

続きまして、同じページの12節委託料の不用額504万8,515円ですが、主なものにつきまして、1点目は委託料189ページの備考欄、下から2行目、除雪委託料で186万5,100円が不用となったもので、12月、1月の出動状況を勘案し、3月補正で増額補正を行ったものですが、2月、3月の降雪が少なかったことによる除雪時間の減により不用額が発生したものでございます。

委託料不用額の2点目でございます。

次のページ、190ページから191ページをお願いいたします。

委託料、191ページ備考欄、上から5行目、十勝港保安対策委託料におきまして、314万1,145円の不用額となったものでございます。こちらにつきましては国際SOLAS条約に基づいて外国船の入港時にゲートの出入管理及びカメラ監視業務を行うものですが、管理時間数の減少により費用減となったものでございます。

戻りまして、188ページから189ページをお願いいたします。

1目港湾総務費、18節負担金補助及び交付金、港湾直轄事業負担金3,454万8,637円のうち、1,125万円を繰越明許費として支出してございます。こちらは令和3年度国直轄事業費が補正予算により増額されたことに伴うものであり、令和4年度に繰越しして執行した事業費分の負担金となっております。

続きまして、決算書371ページをお願いいたします。

財産に関する調書、3の債権で、2行目の地域総合整備資金貸付金の関係でございます。平成21年度に地域総合整備財団を経由し、ひき船建造事業に貸付けをしたもので、貸付返済額及び年度末現在額は、記載のとおりでございます。

次に、主要な施策等説明資料の162ページをお願いいたします。

7款3項1目港湾総務費の事業番号2、十勝港調査宣伝事業の、次のページに移りまして（2）、十勝港と首都圏または東北方面を結ぶ定期航路開設に向けた物流調査委託業務を実施したものでございます。本調査は令和3年度から行っており、令和4年度は2年目の調査となっております。業務内容及び事業費は、記載のとおりでございます。

164ページをお願いいたします。

同じく港湾総務費の事業番号4、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、同交付金を活用してオンライン会議に参加するためのパソコン等を購入したものでございます。事業内容、事業費は、記載のとおりでございます。

次のページ、165ページをお願いいたします。

7款3項2目港湾管理費の事業番号2、社会資本整備総合交付金事業の(1)、破損している防げん材の取替え改修工事を実施したものでございます。工事概要及び事業費は、記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。

1、委員長(渡辺) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。7款土木費に対する質疑の発言を許します。

浜野委員。

1、委員(浜野) 説明資料158ページ、事業名2の自動車所有台数のところでございますが、先日、他町村において車検切れの車を長期間使用したということが新聞等で報道されておりました。広尾町では管理の徹底をされているとは思いますが、確認をいたしたいと思えます。

また、広尾町役場内の総車両台数はどの程度なのか、後で教えていただければなと思えます。

以上です。

1、委員長(渡辺) 山崎総務課長。

1、総務課長(山崎) 車両の関係でございます。町全体のという部分がございましたので、私のほうから説明させていただきたいと思えます。

車検の関係につきましては、それぞれの車の車検につきまして、まず事業所のほうからも確認文書が来るといふ部分もございまして、また、庁舎内の担当部署のほうでそれぞれ車検切れがないよう常に確認をして実施をしているところでございます。

また、車両の台数の関係なのですが、決算書の370ページ、財産のほうのページになりますが、こちらのほうで物品の車両ということで、車両の区分ごとの台数、また、年度当初、年度末現在の台数を掲載させていただいておりますので、ご確認いただければと思えます。

よろしく願いいたします。

1、委員長(渡辺) 昼食のため、休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

小田委員に申し上げます。議場退出の場合には、委員長の許可を得て退出していただきたいと思えます。

質疑を受けます。

前崎委員。

1、委員(前崎) 説明資料の161ページ、7款2項1目道路維持事業の関係の(8)の道路舗装工事の関係でお聞きしたいと思えます。

ここの中では、令和4年度は3本の道路舗装工事を執行しておりますけれども、実は第5次まちづくり推進総合計画で、この5次計のうちで財源が賅えないという形で道路改良工事10本が第6次

まちづくり推進総合計画、当時は前期に先送りするということがあって、このことが6次に執行するということになるものでありますけれども、今、令和5年度ですからまだ3年目ですけれども、この間、この10本の第5次まちづくり推進総合計画の先送りの部分、この10本のうち何本が完成あるいは工事中なのか、これについてご説明いただきたいと思います。

また、この10本の事業のうち、道路延長が最長の道路が野塚8線道路で840メートルでありまして、短いところでは80メートル、これは2本ございます。以前から言われているのですけれども、道路延長が100メートル以下ですと、いわゆる道路整備事業債等の起債が充当しないという形で、一般財源で行わなければならないという説明がありましたけれども、そういった部分のこの100メートル以下の道路工事についても、財源確保に含めてどのように考えているのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 第5次まちづくり推進総合計画から持ち越しの10路線のうち、完成が1路線です。今現在、整備中が1路線で、8路線がまだ整備されていないということになっております。第6次に入りまして、この10路線とプラス新たに7路線を加えて、第6次まちづくり推進総合計画自体は17本で進行をしております。そのうち完成しているのがもう一本ございまして、整備中がもう一本ございまして、計2本完成して2本が整備中ということになっております。

まちづくり推進総合計画を6次に作成するときには当たっては、この17路線、全部点検をしまして、優先順位をつけまして計画をつくっているところでございます。財源につきましても、100メートル以下につきましてもは起債の対象外ということですので、なかなか全てを単費でやるというのは難しいことだと思います。ただ、改良までいかに舗装を剥いでオーバーレイするとか、そういうことをしてもいいのかなという考えもございます。

以上です。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 以前から道路改良事業については、当然優先順位を持って、特に第5次まちづくり推進総合計画までは年度ごとに区分をして各路線を計上してございましたけれども、それがいわゆる優先順位の序列だったのですけれども、第6次に入ってからそういった区分けがないわけですけれども、第5次で先送りをされた10本の道路改良工事については、少なくとも第5次まちづくり推進総合計画の中で後期事業として計上されていたものですから、例えばこれがさらに前期もできなくてとなると、10年以上の長い期間にわたって地域の生活道路が舗装されない、改良されないということになりますから、この点についてもう少し具体的に今後の計画等について示していただきたいというふうに思います。

当然今言われたように、第6次でも新たに7本の道路改良が必要だということですから、いずれにしてもこの10か年の中で、第6次についても最延長1,500メートル近い事業がありますから、数年次の事業になるかと思うのですけれども、少なくとも市街地におけるそういった生活道路については、なるべく速やかに実施するように検討していただきたいと思うのですけれども、その点についてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） まず、路線の状況、損傷状況等を把握しながら、パトロールを行いながら、実施に向けて検討したいと考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号7、8款消防費を審査します。決算書は194ページから197ページ、主要施策等説明資料は171ページから175ページです。特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 決算書194、195ページをお開き願います。

不用額1件につきまして説明をさせていただきます。

中段になります。8款1項2目非常備消防費、1節の報酬におきまして74万1,700円の不用額が生じたものでございます。このことにつきましては、主に災害に係る出動回数が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。8款消防費に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号8、9款教育費を審査します。決算書は196ページから231ページ、主要施策等説明資料は176ページから214ページです。特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） 初めに、節における不用額50万円以上の説明でございます。決算書198ページ、199ページをお開き願います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当等において60万3,132円の不用額を生じております。主に時間外勤務手当で46万2,764円の不用となっております。実績見込みによりまして減額補正をしておりましたが、効率的な業務執行等により執行残が生じたものであります。

次に、200ページ、201ページをお開きください。

3目教育振興費、18節負担金補助及び交付金におきまして199万2,328円の不用額を生じております。主なものといたしましては、学校教育推進協議会交付金で57万1,423円、教育力向上推進協議会交付金で35万1,672円の不用となっております。新型コロナウイルス感染症予防対策によりまして各補助団体等の研修事業等が中止となり、執行残が生じたものでございます。

次に、202ページ、203ページをお願いいたします。

4目財産管理費、10節需用費において123万4,761円の不用額を生じております。主にスクールバス等修繕料で86万1,718円の不用となっております。車検時における修繕費の減により執行残が生

じたものであります。

次に、204ページ、205ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費において144万8,360円の不用額を生じております。主に光熱水費で110万1,363円の不用となっております。

次に、208ページ、209ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費において96万4,512円の不用額を生じております。主に燃料費で85万9,430円の不用となっております。

次に、令和4年度実施の新規事業、臨時事業についてであります。

ここからは主要な施策の成果説明資料により説明をさせていただきます。

初めに、183ページをお願いいたします。

9款1項4目財産管理費、事業番号3、施設解体撤去事業であります。老朽した旧野塚プール及び教員住宅の解体撤去工事を行ったものであります。

次に、184ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、事業番号5、学校保健特別対策事業であります。小学校における新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機の購入を行ったものであります。

次に、188ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、事業番号6、学校保健特別対策事業であります。中学校における新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機の購入を行ったものであります。

次に、190ページをお願いいたします。

2目教育振興費、事業番号7、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、中学校修学旅行キャンセル料であります。新型コロナウイルス感染症の影響により中学校の修学旅行を延期したことにより、発生した費用に対しまして補助を行ったものであります。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長（渡辺） 渡辺社会教育課長。

1、社会教育課長（渡辺） 私から社会教育課所管分につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書の212ページ、213ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費、7節報償費に64万3,610円の不用額です。内容につきましては、各講座の講師謝金におきまして新型コロナ感染拡大防止のため事業を中止したことと、地域未来塾講師謝金におきまして、パートタイムの教員補助員が講師を行っていましたが、年度途中からフルタイム職員に変更になり、勤務時間内での対応が可能になったことにより不用になったものであります。

次に、216、217ページをお願いいたします。

9款4項3目図書館・児童福祉会館費、10節需用費に55万3,223円の不用額です。内容ですが、主に燃料費で、燃料費高騰の影響を加味し積算しておりましたが、見込みより少なくなったことにより不用となったものであります。

同じく需用費の修繕料で予備費を18万5,000円充用しております。内容につきましては、入り口の

自動ドアが故障したため、予備費を充用し対応したものであります。

次に、220ページ、221ページをお願いいたします。

9款5項1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金に50万8,560円の不用額です。内容につきましては各団体の補助金・交付金で、活動がコロナ禍において行えなかったことにより精算した結果によるものであります。

次に、223ページをお願いいたします。

備考欄の予備費充用についてです。13節使用料及び賃借料において、予備費を18万2,000円充用しております。内容ですが、青少年研修センターのトレーニングマシンが故障し、早急な対応と多額な買換え費用を要することになったことから、リースに切り替え、予備費を充用し対応したものであります。

同じく18節負担金補助及び交付金において、予備費を38万6,000円充用しております。内容につきましては、スポーツ振興助成補助金において不足が生じ、急を要するために対応を行ったものであります。

同じページの2目体育施設費、10節需用費に155万5,604円の不用額です。内容につきましては主に燃料費で、こちらも燃料費高騰の影響を加味し積算していましたが、見込みより少なくなったことにより不用となったものです。

同じく体育施設費、12節委託料に126万3,560円の不用額です。内容につきましては、各施設整備管理委託料の入札及び見積合わせによる執行残によるものです。

備考欄の予備費充用につきましては10節需用費の修繕料で、予備費を17万5,000円充用しております。内容は、コミュニティグリーンパークの照明とシーサイドパークゴルフ場トイレの照明が故障したため、予備費を充用し対応したものであります。

次に、主要な施策等説明資料の196ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費の事業番号8、社会教育施設整備事業、(1)の社会教育施設改修事業です。陶芸教室で使用している旧広尾保育所の熱感知器の交換を行ったものです。

次に、198ページをお願いいたします。

9款4項2目公民館費の事業番号1、公民館管理運営事業、(3)、公民館用自動体外式除細動器(AED)購入事業です。各施設のAEDを更新したものであります。

次の(4)、音調津総合センター修繕事業です。音調津総合センター入り口階段の修繕を行っています。

次に、203ページをお願いいたします。

9款4項3目図書館・児童福祉会館費の事業番号5、図書館・児童福祉会館整備管理事業、(1)、図書館・児童福祉会館整備事業です。児童福祉会館ごみ集積所の建て替えと児童福祉会館倉庫の解体撤去、自動体外式除細動器の更新、それから児童福祉会館増築工事の実設計の委託を行っています。

次に、205ページをお願いいたします。

9款4項4目海洋博物館・伝習館費の事業番号1、海洋博物館・伝習館管理運営事業、(3)、海

洋博物館改修工事です。海洋博物館トイレの洋式化工事を行っております。

次に、206ページをお願いします。

9款5項1目保健体育総務費の事業番号1、スポーツ推進事業、(2)の総合型地域スポーツ事業です。総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、その準備段階として新たに開始した事業で、4つのプログラムを実施いたしました。

次に、210ページをお願いします。

9款5項2目体育施設費の事業番号2、体育施設整備事業、(2)、体育施設改修事業です。町民プールの改修工事と豊似ふれあいプール水槽改修工事及びスキー場ロッジバルコニーの改修工事を行いました。

次のページ、(3)、体育施設備品購入事業です。町民プールの自動体外式除細動器の更新を行いました。また、寄附金をいただき、意向を考慮し、備品の購入を行ったところであります。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長(渡辺) 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長(山岸) それでは、学校給食費についてご説明いたします。

初めに、予備費の充用について説明いたします。

決算書の226ページ、227ページをお願いいたします。

備考欄中段になります。9款6項1目学校給食費の10節需用費の修繕料に予備費82万円を充用しております。内容につきましては、空調の送風機モーターの故障により、厨房内の温度及び湿度上昇による食中毒の発生や調理員の体調不良など給食業務の支障となるおそれがあり、早急に修繕する必要があったため、予備費を充用し対応したものであります。

次に、主要な施策について説明をいたします。

説明資料212ページをお願いいたします。

1目学校給食費、事業番号3番、空調機送風機モーター交換修繕業務につきましては、予備費の充用で説明したとおりであります。

続きまして、事業番号4番、栄養管理システム更新委託業務であります。旧栄養管理システムの保守業者が廃業したことにより、栄養管理システムの保守業務が継続できなくなったため、新たな栄養管理システムに更新したものであります。

説明資料の213ページをお願いいたします。

事業番号5番、高圧開閉器交換工事であります。高圧開閉器は電気設備機器の負荷の開閉及び過負荷保護に使用する電気機器でありまして、更新時期を経過して使用しますと電気火災、破損、周辺住宅等への波及事故などにつながるおそれがあるため、定期的な機器の交換が必要であることから更新したものであります。

続きまして、事業番号6番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業であります。物価高騰によりまして支出が増加した学校給食の原材料費に、交付金を活用しまして原材料費の物価高騰分の一部に交付金を充当したことで、保護者の負担軽減を図ったものであります。

続きまして、事業番号7番、備品購入事業であります。(1)のドライ仕様移動台等購入事業及び

(2)、超音波洗浄機購入事業につきましては、既存備品の老朽化により更新したものであります。説明資料214ページをお願いいたします。

備品購入事業の続きです。(3)、食品庫用冷蔵庫購入事業、(4)、厨房内手洗い器購入事業、(5)、業務用炊飯器購入事業につきましては、既存備品の老朽化及び経年劣化により更新したものであります。

各事業費及び成果につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9款教育費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の178ページ、9款1項3目でありますけれども、このうちの教職員健康診断のうち、(2)の職場のメンタルヘルス対策のためストレスチェックを実施したということで、実施者が52名となっております。

近年、とりわけ教職員の皆さんの時間外勤務が長時間勤務、これによって教員のストレス等の問題が全国的に課題になっているわけでありまして、とりわけ先月の新聞報道でも出ていましたけれども、今年4月に文部科学省が公表した昨年度の教員勤務実態調査、これによりますと、平日の1日の在校時間をそれぞれ載せておまして、例えば小学校で、校長先生だったら10時間23分、副校長、教頭は11時間45分、教諭は10時間45分。中学校については、校長が10時間10分、副校長、教頭が11時間42分、教諭が11時間1分となっておりますけれども、勤務時間は1日7時間45分ですから、単純に小学校、中学校の先生方については3時間あるいは3時間15分程度の在校時間となっておりますけれども、基本的な休憩時間、休息时间1時間ありますけれども、実際、教職員の皆さんは給食指導というか、そういう形で勤務とした形で見られておりますので、実質の休息时间、休憩時間というのは10分程度というふうに言われております。

したがって、在校時間イコール勤務時間という形になるかと思うのですけれども、これあくまでも平均の部分でありまして、例えば今言ったように小学校の先生方も平均で3時間ですから、例えば1時間の方もいれば5時間勤務する方もおられるかと思うのです。加えて土曜、日曜についてはここではカウントされていませんから、以前にも取り上げましたけれども、いわゆる1か月80時間を超える過労死ライン、こういったものも超えている部分があるという形で全日本教職員組合の調査でも明らかになっておりますけれども、本町のそのような実態はどの程度まで把握をされているのか。とりわけ副校長については、一般の先生方よりも長い勤務時間、在校時間ということなのですけれども、含めてその辺のカウントを委員会としてどのようにされているのか、ご説明をいただきたいと思っております。

1、委員長（渡辺） 山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） 前崎委員の質問にお答えをいたします。

教職員の時間外等の把握についてですが、全国的に教職員の働き方改革が進められておまして、

広尾町においても教職員の働き方改革のアクション・プランを策定して、勤務時間については町でつくった出退勤システムによって把握をしているところであります。

勤務時間等については、町のホームページにおいても公表しております。各学校ごと、校長、教頭、一般教職とか分けてはいないのですが、それぞれで平均どのぐらい週で勤務しているかという時間を把握、公表しているところであります。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 教員の長時間労働について、以前からマスメディアでも取り上げられておりますけれども、基本的に教員の長時間労働、その根底にあるのが、いわゆる教員の人材確保という形で給特法という法律が成立されて、この法律に基づいて給料の4%を教職調整額という形で上乘せ支給をされております。このことによって、残業代を支給しない中で結果として無定量な勤務のもとになっているというのが原因だというふうに言われております。ただ、給料の4%といっても、例えば月額給与30万円であれば、1万2,000円程度しか支給されない、そういった中で例えば50時間も60時間も、あるいは80時間を超える、そういった勤務もされている。そういう実態かというふうに思われておりますし、少なくとも今の時代、公務員はもとより会社員等も含めてきちっとした時間外労働は支給されているわけでありまして、そのための法律もあるわけでありまして、そういった意味では教員だけがこの給特法という形で時間外勤務手当を支給されない仕組みづくりになっておりますけれども、やっぱりこれから教員の働き方改革、それとストレス等の精神的な病の解消も含めて、1町村ではなかなか困難ですけれども、管内の教育長会議ですとか、そういった場でこの問題についてはきちっと取り上げていく必要があるのではないかと。

当然今言ったように、全日本教職員組合でも今そういった取組を、署名等を集めたりしてやっていますけれども、そういったことを踏まえて今の時代に即した対応というのが当然必要でありますし、そういった中で優秀な先生の確保ということが求められると思うのですけれども、その点について教育長はどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） まず、前段課長が言ったとおり、教職員、かなり激務な毎日を過ごしているというような実態が見え隠れしておりますけれども、時間外の関係については1町村ではどうにもなりませんので、十勝管内として教育委員会連絡協議会、これは教育長で構成している協議会でありますけれども、一度この時間外勤務手当について各教育長がどういう考えをしているのかまず把握をしたいなど。そして、十勝としてそれが全体としてまとまるのであれば、全道の教育委員会連絡協議会に上げていって毎年の要望の中にこの項目も入れてもらうというような、そういう考えで進めようかなというふうには思っております。

1、委員長（渡辺） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号9、10款災害復旧費から12款予備費までを審査します。決算書は230ページから231ページです。

これより質疑に入ります。10款災害復旧費から12款予備費までに対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

ここで、説明員交代のために暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

再開します。

次に、審査番号10、一般会計の歳入について審査します。決算書は16ページから57ページ、主要施策等説明資料は5ページから10ページです。

町税徴収実績及び各節において50万円以上の収入未済額について、特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、町税の収納状況についてご説明申し上げます。

主要な施策等説明資料の8ページをお願いいたします。

第7表、町税徴収実績表でございます。8ページから10ページにわたっております。

まず、8ページであります。一般会計の税目と国保税分を合わせた合計額が、町税計として一番下に並んでございます。その町税計の調定額、収納額、未納額につきましては、記載のとおりとなっております。収納率につきましては99.1%でありまして、前年比で0.3ポイントの減となっております。

次に、9ページの滞納繰越分です。

こちらが一番下の町税計の行をご覧ください。こちらも調定額、収納額、未納額については、記載のとおりであります。収納率につきましては18.6%で、前年比1.5ポイント増となっております。

続きまして、次のページ、10ページをご覧ください。

このページが、現年分と滞納繰越分を合わせた合計の表になります。ここでは、町税計が下から3行目のところがございます。調定額12億1,520万9,228円に対し、収納額11億5,121万9,255円でございます。未納額は6,215万8,723円で、収納率ですが、94.7%で、前年比0.4ポイントの増となっております。

次に、不納欠損の関係でございます。居所不明など、どうしても収納困難なものにつきまして、法令に照らし不納欠損処分を行っております。表の縦並びの中ほどにあります不納欠損額の下から3行目、一般会計、国保会計を合わせた不納欠損額183万1,250円です。

最後に、延滞金の関係であります。表の右側のほうにございます。下から3行目の延滞金の収納額をご覧ください。112万7,847円の収納額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長（渡辺） 寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 決算書26ページ、27ページをお願いいたします。

13款1項5目土木費使用料、3節公営住宅使用料の収入未済額88万2,300円、主な内容は、その金額が公営住宅使用料でございます。前年に比べますと22万5,400円の増、滞納者数は2名増えて14名となっております。

説明は以上でございます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款町税から21款町債までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号11、認定第2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は232ページから246ページ、主要施策等説明資料は215ページから216ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） それでは、主要な施策等説明資料の216ページをお願いいたします。

2款1項1目貨物上屋管理費の事業番号1、貨物上屋改修事業は、令和元年度を初年度とし、4か年に分けて貨物上屋の屋根の塗装工事を実施しているもので、令和4年度は最終年の工事となります。事業費は、記載のとおりでございます。

同じページの2目旅客上屋管理費の事業番号1、旅客上屋改修事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、オンライン会議に参加する際の通信環境の安定化を図るため、Wi-Fi環境の整備工事を行ったものでございます。事業費は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号12、認定第3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は247ページから261ページ、主要施策等説明資料は217ページから219ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 決算書256ページ、257ページをお願いいたします。

1款1項1目維持管理費、10節需用費において、137万975円の不用額が生じております。企業会計移行に伴い3月31日に打ち切り決算を行った結果、02施設整備費の修繕料77万円の未払い金が発生をしております。また、不用額といたしまして、主に01配水池維持経費の光熱水費21万8,220円の不用額が生じたものです。

続きまして、1款1項1目維持管理費の11節役務費において、60万4,825円の不用額が生じております。主に01配水池維持経費の通信運搬費の20万8,331円と、02施設整備費の重機運搬費18万9,640円の不用額が生じたものです。

次に、1款1項1目維持管理費の12節委託料において、551万6,340円の不用額が生じております。企業会計移行に伴い、459万8,000円の未払い金が発生しております。また、不用額として主に豊似水源地土砂除去委託料で57万2,500円の不用額が生じております。

次に、257ページ、備考欄、中段をお願いします。

1款1項1目維持管理費、12節委託料から26節公課費に38万9,000円の予算を流用したものです。これにつきましては、簡易水道事業に係る消費税が不足したため、予算を流用したものです。

次に、主要な施策等説明資料の217ページをお願いします。

1款1項1目維持管理費の事業番号1、給水事業の(2)、収納状況につきましては、水道使用料の現年度分と過年度分を合わせた収納額は5,756万1,740円で、収納率は99.4%となりました。前年比マイナス0.3ポイントとなっております。

次に、(3)、維持管理事業についてです。

浄水場ろ過砂除去委託業務から、次、218ページをお願いします。簡易水道減圧弁点検委託業務までにつきましては、簡易水道施設の機器の調査、点検、整備、配水管工事のための設計委託を行い、取水及び給水の安定確保を図ったものです。業務内容及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、楽古地区配水管改良工事から音調津浄水場塩素注入機更新工事につきましては、経年劣化した配水管や浄水場の屋根の改修など、改修工事を実施したものです。

次に、量水器取替工事につきましては、計量法に基づき量水器の取替え工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、219ページをお願いします。

1款1項1目維持管理費の事業番号2、公営企業会計移行事業の(1)、公営企業会計移行事業についてです。簡易水道資産評価委託業務と簡易水道事業企業会計システム導入委託業務につきましては、資産評価、経理システム導入を行い、公営企業会計への移行を行いました。

説明は以上でございます。

1、委員長(渡辺) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号13、認定第4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は262ページから278ページ、主要施策等の説明資料は220ページから224ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 決算書267ページ、268ページをお願いします。

歳入2款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料の収入未済額913万8,956円につきましては、企業会計移行に伴い収納額を3月31日に打ち切り決算を行った結果、未納が増えたものです。

同じく2款1項1目下水道使用料、2節滞納繰越分の収入未済額58万1,331円につきましても、企業会計移行に伴い未納が増えたものでございます。また、本人死亡、相続人による相続放棄により、滞納繰越分1万9,888円について不能欠損を行っております。

次に、2款1項2目個別排水使用料、収入未済額78万5,400円につきましても、企業会計移行に伴い収納額を3月31日に打ち切り決算を行った結果、未納が増えたものです。

続きまして、決算書273ページ、274ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費、12節委託料において328万9,000円の不用額が生じております。企業会計移行に伴い未払い金となっております。

次に、決算書275ページ、276ページをお願いします。

1款2項2目処理場管理費、10節需用費において251万2,804円の不用額が生じております。これにつきましても、企業会計移行に伴い153万4,845円が未払い金となります。また、97万7,959円の不用額が生じております。主な内訳としましては、光熱水費で46万9,407円の不用額となっております。

次、1款2項2目処理場管理費、12節委託料で359万2,380円の不用額が生じております。そのうち359万円が未払い金となっております。

次に、2款1項1目公共下水道事業費、12節委託料で98万6,000円の不用額が生じております。そのうち98万5,600円が未払い金となっております。

次に、決算書277ページ、278ページをお願いします。

2款1項2目個別排水処理事業費、12節委託料で82万8,303円の不用額が生じております。そのうち82万7,000円が未払い金となっております。

次に、主要な施策等説明資料の220ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の事業番号1、公営企業会計移行事業、(1)、公営企業会計移行事業についてです。公共下水道資産評価委託業務と下水道事業企業会計システム導入委託業務については、資産評価、経理システムの導入を行い、公営企業会計への移行を行ったものです。業務内容、事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、221ページをお願いします。

2款1項1目公共下水道事業費の事業番号1、国庫補助事業についてです。中段の広尾下水終末処理場修繕・改築工事については、処理場管理棟暖房設備の更新工事を実施したものです。

事業番号2、町単独事業についてです。下段、西通排水区流末改修工事（付帯工事）につきましては、経年劣化により破損した雨水排水の流末改修工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、222ページをお願いします。

上段の公共汚水ます設置工事につきましては、新築住宅の水洗化のため公共汚水ますを新たに設置したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、224ページをお願いいたします。

2款1項2目個別排水処理事業費の事業番号1、町単独事業の個別排水処理施設整備工事第1工区から第8工区についてですが、合併浄化槽の新設8件の工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

説明については、以上でございます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

次に、審査番号14、認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は279ページから305ページ、主要施策等説明資料は225ページから227ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 決算書296ページ、297ページをお願いいたします。

節の欄、上から7段目、2款1項1目療養給付費、18節負担金補助及び交付金で1,920万1,577円の不用額が生じております。医療費が当初の予定より伸びなかったため不用額が生じたものでございます。

続いて、表の中ほど、2項1目高額療養費、節で下から9段目、18節負担金補助及び交付金で56万3,706円の不用額が生じております。これについては、療養給付費とおおむね同じ理由によるものでございます。

次に、表の一番下の4項1目出産育児一時金で、18節負担金補助及び交付金です。84万円の不用額が生じております。これにつきましては、出産予定日の方2名分の予算残額を確保しておりましたが、年度内の出産とならなかったために不用額が生じております。

次に、302ページ、303ページをお開きください。

節の欄、上から7段目、6款2項1目特定健康診査等事業費、12節委託料で97万763円の不用額が生じております。年度後半で予定していた受診者数を下回り、不用額が生じたものでございます。なお、令和4年度の特定健診受診率は、見込みで56.7%となっております。

説明は以上です。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号15、認定第6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は306ページから328ページ、主要施策等説明資料は228ページから236ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長(宝泉) ご説明いたします。

決算書の311ページ、312ページをご覧ください。

介護保険特別会計の歳入です。

1款1項1目第1号被保険者介護保険料についてです。上段の1節現年度分としまして、23万700円の未収が生じました。対前年度比15万4,818円の減となりました。未収件数につきましては7件で、対前年度比7件の減となりました。収納率につきましては99.81%、対前年度比0.31ポイントの増となりました。

次に、2節滞納繰越分としましては、未収額が30万4,600円となりました。対前年度比12万6,582円の減で、未収件数につきましては10件で、対前年度比2件の増となりました。なお、不納欠損額は2件で6万7,900円でした。収納率につきましては54.39%、対前年度比2.86ポイントの減となりました。現年度分と滞納繰越分の合計額53万5,300円を令和5年度に繰り越しました。対前年度比28万1,400円の減となりました。なお、収納率につきましては99.50%、対前年度比0.21ポイントの増となりました。

次に、歳出です。

321ページ、322ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、一番上の1目介護サービス保険給付費、18節負担金補助及び交付金におきまして384万591円の不用額、その下の2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、18節負担金補助及び交付金におきまして107万6,335円の不用額、その下の3項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、18節負担金補助及び交付金におきまして90万6,766円の不用額がそれぞれ生じました。保険給付事業費の確定によるものです。

次に、327ページ、328ページをご覧ください。

5款諸支出金、中段の2項繰出金、1目繰出金、27節繰出金におきまして162万7,830円の不用額が生じました。重層的支援体制整備事業費の確定によるものです。

次に、決算に係る主要な施策等説明資料について説明いたします。

資料の230ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス保険給付費、事業番号1番、介護サービス保険給付事業についてです。

下段右側の表、(3)、その他分サービス集計の最下段、保険給付費合計①+②は5億3,194万3,606

円となり、対前年度比8.64%、5,033万6,156円の減となりました。保険給付費の減少につきましては、施設サービスにおきまして介護老人福祉施設と介護老人保健施設の利用が減少し、これに伴い、特定入所者介護サービス費（施設等分）のサービス料が減ったこと、また、養護老人ホーム、それから有料老人ホームにおける特定施設入居者生活介護の利用が減ったことが主な要因となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号16、認定第7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は329ページから345ページ、主要施策等説明資料は237ページから240ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、50万円以上の不用額について説明させていただきます。

決算書338ページ、339ページをお開き願ひします。

1款1項1目特別養護老人ホーム事業費、10節需用費に113万1,778円の不用額が生じております。主な内訳としては、消耗品費23万6,576円、燃料費31万9,851円、光熱水費34万3,539円となります。

続きまして、その2つ下、12節委託料になります。109万8,704円の不用額が生じております。主な内訳としては、予防接種委託料に32万9,666円、給食業務委託料に63万6,902円となっております。給食業務委託料については、養護老人ホームと同様、食材料費の実費分の執行残となります。

続きまして、主要な施策の資料をお願ひいたします。

238ページをお開き願ひします。

事業番号4、施設整備事業、真空式温水器取替工事となります。ボイラーの老朽化により真空式温水器の1基を交換したものであります。

続きまして、239ページです。

事業番号6番、介護業務改善支援委託業務となります。養護老人ホームと合同で行ったものであり、計16回の研修、全介護職員のキャリアカウンセリングの面談を実施しております。

続きまして、240ページとなります。

事業番号7番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を使いまして、空気清浄機の購入を行っております。感染対策のために計21台を設置しまして、感染対策を行ったものであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の238ページの事業番号が3番、特別養護老人ホーム運営事業並びに決算書の338ページ、339ページの1節報酬、2節給料、このことに関してお尋ねしたいと思います。

民生費の養護老人ホームでもお聞きいたしましたけれども、いわゆる特別養護老人ホームの介護職員数の推移なのですけれども、過般の資料で平成27年度から令和4年度までのそれぞれの職員の配置数を出されましたけれども、この中で養護老人ホームでもお聞きしましたけれども、平成27年度と令和2年度、それから令和4年度のそれぞれ正職員、会計年度任用職員のフルタイム職員数、それから3年以上の経過した職員で介護福祉士の資格のある方、また、ない方、それから3年未満でも資格のある方、それぞれ、これは令和2年度と令和4年度で結構ですけれども、ご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） まず、職員数についてであります。

平成27年度、正職員8名、会計年度任用職員の常勤が14名となります。令和2年度、正職員5名、会計年度任用職員の常勤が9名となります。令和4年度、正職員が2名、会計年度任用職員の常勤が9名となります。会計年度任用職員の常勤の中で有資格者が令和2年度が5名、令和3年度が6名、令和4年度が5名となっております。3年未満で資格を取得している方です。令和2年度が1名、令和4年度には2名在籍しております。

以上となります。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 養護老人ホームでもお聞きしましたけれども、とりわけ特養については平成27年度の正職員が8名おりましたけれども、令和2年度が5名に減って、令和4年度末では2名と。だから、平成27年度と比べると4分の1に正職員が減っているという形になっています。あわせて、会計年度任用職員のフルタイム職員も平成27年度の14名から9名ですから4割ぐらい減っている形になっておりますけれども、こういった施設の職員数については、それぞれ年度別の計画を持って進められていると思うのですけれども、なぜこのように極端に正職員の数が減ったのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 職員数についてであります。

正職員数、平成27年度に説明のとおり8名おりました。現時点で2名、令和2年度まで5名いたのですけれども、この2名になったのは、養護老人ホームとの人事異動の入替えもあって、正職員の数が変わっております。8人から5人になった年があるのですけれども、その年については1名が相談員として配置されました。あとの退職については、自己都合という形で退職となっております。

以上となります。

1、委員長（渡辺） ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号17、認定第8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は346ページから356ページ、主要施策等説明資料は241ページです。これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号18、認定第9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は357ページから365ページ、主要施策等説明資料は242ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、主要な施策等説明資料についてご説明申し上げます。

資料の242ページをお願いいたします。

初めに、貸付金の関係でございます。病院事業債貸付事業でございまして、事業内容といたしまして、広尾町国民健康保険病院で整備いたしました建物設備、また、医療機器に係る地方債を借入れし、病院へ貸し付けたものでございます。事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

その次に、繰出金でございます。繰出金につきましては、過疎対策事業債の補助事業となっております。事業内容といたしましては、広尾町国民健康保険病院で整備した建物設備及び医療機器に係る地方債を借入れし、一般会計を通して病院へ補助を行ってございます。貸付け及び補助につきましてはの病院の対象事業につきましては、米印、整備した建物設備及び医療機器の内訳についての部分の記載のとおりとなっております。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号19、認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査します。水道事業会計決算書をご覧ください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 令和4年度広尾町水道事業会計決算書について説明をいたします。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、令和4年度広尾町水道事業決算報告書です。金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)、収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款水道事業収益、3ページ上段の決算額につきましては、1億5,628万7,681円となりました。

次に、支出についてですが、第1款水道事業費用、3ページ中段の決算額につきましては1億5,431万3,829円となりまして、不用額は922万2,171円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

(2)、資本的収入及び支出の支出ですが、第1款資本的支出、5ページ中段、決算額につきましては7,853万8,834円となりまして、不用額は1,166円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足している額7,853万8,834円につきましては、4ページの表の下段に記載してあるとおり、所要の財源をもって補填をしております。

次に、6ページをお願いします。

2、財務諸表の(1)、令和4年度広尾町水道事業損益計算書です。金額は消費税抜きとなっております。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額4,406万1,327円が営業損失となりました。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額4,056万707円を経営損失に加えた経営損失は350万620円となったものです。

これから5、特別損失を差し引いた当年度純損失は352万1,740円となったものです。

次に、7ページをお願いします。

(2)、令和4年度広尾町水道事業剰余金計算書です。金額が消費税抜きとなっております。表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明をいたします。

当年度におきましては、利益剰余金に当年度純損失のマイナス352万1,740円が発生し、表の右下、資本合計の当年度末残高が13億5,298万600円となったものです。

続きまして、8ページをお願いします。

(3)、令和4年度広尾町水道事業剰余金処分計算書です。

当年度末残高のうち、今年度においては未処分利益剰余金は発生しておりません。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

(4)、令和4年度広尾町水道事業貸借対照表です。金額は消費税抜きとなっております。初めに、9ページの資産の部についてです。

1、固定資産の合計は、16億5,244万6,324円となりました。

続きまして、2、流動資産の合計は2億2,528万6,031円となったことから、資産の合計は、右下の18億7,773万2,355円となりました。

続いて、10ページの負債の部です。

3、固定負債は(1)、長期企業債だけとなりまして、2億4,778万6,132円となりました。

次に、4、流動負債の合計は、3,461万6,474円となりました。

次に、5、繰延収益は(1)、長期前受金の合計が4億6,276万4,876円となりまして、(2)、長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延べ収益合計は、2億4,234万9,149円となりました。

この結果、3、固定負債と4、流動負債及び5、繰延収益の合計である負債合計は、5億2,475万1,755円となりました。

次に、11ページをお願いします。

資本の部です。

6、資本金の合計は、11億8,658万9,223円です。

7、剰余金の合計は、1億6,639万1,377円です。

6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は、13億5,298万600円となりました。

このことから、負債資本の合計は11ページの一番下に記載のとおり18億7,773万2,355円となりまして、9ページ一番下の資産合計と同額となるものです。

次に、12ページ、(5)、令和4年度広尾町水道事業キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書の対象となっている資金の範囲につきましては、貸借対照表における現金預金と同範囲となっていることから、ページ一番下の資金期末残高と9ページ下から4行目、現金預金と同額の2億2,293万8,131円となるものです。

13ページ目以降につきましては、本決算の附属書類となっているものですので、説明につきましては省略をさせていただきます。

説明は、以上でございます。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

旗手恵子委員。

1、委員（旗手） 認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

2020年2月に発出した新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国的に経済活動が低迷しました。本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の取扱いが2類から5類に移行されましたが、本年3月、4月から比べても、感染拡大が増加しているのが実態です。加えて、電気代や燃料費、飼肥料代の相次ぐ値上げで、住民の生活はもとより、第一次産業の農業や水産業にも大きく影響しております。

このような経済環境の下、町税等徴収については、十勝市町村税滞納整理機構による徴収は見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

学校給食費の無償化は、全国的に取り組む自治体が増加しております。今日の物価高において第3子だけでも無償化に取り組むとしたら、57万円で実施可能、当初予算の割合は僅か0.0078%でできるわけですから、本町でも無償化の実現は喫緊の課題です。

また、ふるさと納税の使途については、広尾町民のために活用できるよう見直しをする必要があります。

全国で本町だけと言われる政治家記念館は、地方公共団体が運営すべきものではありません。築後30年超となり、基金残高も2,400万円まで減少していることから、早急に運営形態の見直しをする必要があります。

よって、本決算認定に反対します。

1、委員長（渡辺） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

萬亀山ちず子委員。

1、委員（萬亀山） 私は、令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和4年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療の助成や出産祝い金の給付など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容であります。

コロナ感染症対策では、ワクチン接種をはじめ予防及び拡大防止に努め、さらには臨時交付金を活用し、住民生活の支援や産業振興支援に取り組み、様々な工夫を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（渡辺） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員(前崎) 認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

2018年度、平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行したところであります。このことにより、一般会計からの繰入れが削減されたため、2000年度から

2017年度まで据え置かれてきた国保税が2018年度から引き上げられてきました。とりわけ2022年度の5.9%の引上げで、この2年間13.7%もの大幅な引上げとなっております。

加えて、国保税の賦課限度額は、後期高齢者支援金、介護納付金分を合わせると現行の99万円から102万円に引き上げられ、2006年度の62万円から比べると40万円もの大幅な引上げとなっております。従前の国庫負担率の49.8%に引き上げなければ、国保財政の窮迫は打開できるものではありません。

新型コロナウイルス感染により経済環境が悪化する下で、被保険者の負担増は回避すべきものがあります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、委員長（渡辺） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、国民皆保険を持続可能なものとするため、北海道が運営の責任主体となり、健全で安定的な維持運営を図り、被保険者の医療確保と健康保持増進に努めているものであります。

国保税率の改正は行いましたが、国民健康保険事業の健全な運営に必要な不可欠なものであります。

また、適正な会計運営がされていることから、本決算認定について賛成するものであります。

1、委員長（渡辺） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。
お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 2時48分